

## 羽衣学園中学校高等学校 後援会会則

令和 5年 4月 1日 制定・施行

### (名称)

**第1条** 本会は、羽衣学園中学校高等学校後援会と称する。

### (目的)

**第2条** 本会は、羽衣学園中学校高等学校(以下、「学園」という。)の教育事業の向上と学園の発展を後援することを目的とする。

### (事業)

**第3条** 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学園の教育設備の拡充に対する援助
- (2) 学園の生徒のクラブ活動に対する援助
- (3) その他、必要な教育研究活動への援助

### (事務局)

**第4条** 本会の事務局を学園内に置く。

### (資産)

**第5条** 本会の資産は、次のとおりである。

- (1) 本会会員の納入金、または公私の寄贈による金銭物品
- (2) 本会の資産から生ずる収入、その他雑収入

### (資産の保管及び事務)

**第6条** 本会の資産の保管及び経理事務は、学園事務室に委託するものとする。

### (会費)

**第7条** 本会の会費の額は、幹事会において決定し、その徴収は学園を通じて行う。

- 2 入学予定の学生・生徒の保護者が入会・会費を納入後、入学式前に入学を辞退された場合は、会費を全額返還する。

### (会期)

**第8条** 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

### (会員)

**第9条** 本会の会員は、任意の加入を前提とし、本会の趣旨に賛同する入学生・在校生の保護者、卒業生、卒業生の保護者で、本会に入会を申し込まれた者及び学園の教職員で構成する。

2 前項に定める資格を有しない者であっても、本会の趣旨に賛同する者は賛助会員として認める。

#### (役員)

**第10条** 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
幹 事	3名以上 (学園内幹事を含む)
会計監査	2名

#### (役員を選任)

**第11条** 会長・副会長及び会計監査は、幹事会において幹事の中より互選するものとする。

#### (幹事を選任)

**第12条** 幹事は、PTA会長・副会長及び松園会の会長・副会長の他、顧問の推薦により会長が委嘱する。

#### (会長・副会長)

**第13条** 会長は、本会を代表して会務を統理し、会長事故あるときは、副会長がその任務を代行する。

#### (役員任期)

**第14条** 会長、副会長、会計監査、幹事の任期は1カ年とし、再任を妨げない。

#### (業務の継続)

**第15条** 前条の役員が任期満了した場合は、その後任者の就任まで、前任者がその業務を行うものとする。

#### (幹事会等の開催)

**第16条** 幹事会は、会長がこれを召集する。議長は会長とし、会長事故あるときは副会長が代行する。

#### (幹事会)

**第17条** 幹事会は、本会の予算、決算、会則変更案審議その他重要な事項を決議し、これを学園のHP上で公開する。

#### (幹事会の成立)

**第18条** 幹事会は、幹事総数の3分の1以上の出席によって成立し、決議は出席幹事の過半数をもって決するものとする。

2 委任状提出者は出席者とみなす。(以下第21条及び第24条において同じ。)

**第 19 条** 本会に次の顧問を置く。

2 校長、教頭、事務長、事務管理職を本会の顧問として委嘱する。

**第 20 条** 顧問は、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

**(臨時幹事会)**

**第 21 条** 会長がその必要を認めた場合、又は会員の4分の1以上の要求がある場合、会長は臨時に幹事会を召集して、その議案を審議しなければならない。

**(援助)**

**第 22 条** クラブ活動及び奨学金、教育環境整備などの学園の発展に寄与する活動については、別に定める規定に沿って、支出するものとする。

**(業務の委託)**

**第 23 条** 会長は、本会の日常業務の一部を学園事務室に委託することができる。

**(細則)**

**第 24 条** 本会則の施行に関して、必要な細則は、幹事会の議を経て別にこれを定めることができる。

**(会則の変更)**

**第 25 条** 本会則を変更しようとするときは、第 19 条の規定にかかわらず、幹事会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

**附 則**

本会則は令和5年4月1日より施行する。